

●香川県告示第88号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成24年2月28日から同年3月13日まで男木島漁業協同組合において縦覧に供する。

平成24年2月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

高松市男木町1950番地2	河原 巽
高松市男木町224番地	藪中 勝
高松市男木町221番地	大江 利和

2 加入区の名称

男木島加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

男木島漁業協同組合